

法務研究科法曹養成専攻 (専門職)		専任教員数										助手	設置基準上 必要専任教員数	専任教員 1人当たりの 在籍学生数	兼任 教員数	備考	
		教授		准教授		講師		助教		計							
			特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)		特任等 (内数)						
専任教員 の内訳	専任教員	4	0	0	0	0	0	0	0	4	0	-	/	12	3.1	17	特任等：実務家教員：任期5年以内、再任を妨げない、定年満70歳
	専任(兼担)教員	3	0	1	0	0	0	0	0	4	0	-					
	実務家教員	6	6	0	0	0	0	0	0	6	6	-					
	(みなし専任教員)	3	3	0	0	0	0	0	0	3	3	-					
合計		13	6	1	0	0	0	0	0	14	6	-					

専任教員に占める 教授の比率 (%)	92.9%
-----------------------	-------

専任教員に占める 実務家教員の比率 (%)	42.9%
--------------------------	-------

[注] 1 専任教員の内訳については、次の定義・名称によって作表してください。

- ①「専任教員」：当該専門職大学院の専任教員であって、下記②～④以外の者
 - ②専任(兼担)教員：専門職大学院設置基準附則2により、当該大学院の専任教員であって、他学部・他研究科また当該大学院を1専攻として開設している研究科の他専攻の専任でもある者。ただし、博士後期課程の専任に算入している教員は除く。
 - ③「実務家教員」：当該大学院の専任教員であって、平成15年文部科学省告示第53号第2条第1項に規定する実務経験と実務能力を有する者。
 - ④みなし専任教員：同告示同条第2項の規定により、実務家教員のうち専任教員以外の者であっても、専任教員とみなされる者。
- 2 「大学の教員等の任期に関する法律」に基づく任期制教員を除き、特任教授、客員教授など任用期間のある教員については、専任者(教育研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」の欄の「教授」「准教授」「講師」「助教」の該当する欄(左側)に含めて記入するとともに、その数を「特任等(内数)」欄に内数で示してください。専任者以外の特任者等については記入しないでください。
 - 3 「設置基準上必要専任教員数」欄には、「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」(平成15年文部科学省告示第53号)により算出した数値を記入してください。同表に基づかない算出方法により設置認可を得ている場合にはその数値を記入するとともに備考欄にその旨を記述してください。
 - 4 「兼任教員数」欄には、学外からのいわゆる非常勤教員数を記入してください。なお、国立大学所属教員については、「兼担」「兼任」を共に「併任」としている場合もありますが、学外からの併任者は「兼任教員数」欄に記入してください。
 - 5 「助手」欄には、学部・学科等の専任で専門職大学院の業務にも従事している助手数も含めて記入してください。
 - 6 専任教務補助員等については、「備考」欄にその各々の名称と人数を記入してください。